

事 務 連 絡

令和 3 年 2 月 9 日

各務原市内の介護保険サービス事業所

及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護保険最新情報 Vol.919 及び 920 の送付について

平素より市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省から下記の内容について連絡がありましたので、別添文書等をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

① 介護保険最新情報 Vol.919

病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について

② 介護保険最新情報 Vol.920

新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

2 その他（Vol.920 関係）

本文書において、介護サービス事業所（※←Vol.920 の※印参照）は感染防止対策を徹底した上で、利用者に必要なサービスを継続的に提供するよう努めること。また、現行制度上、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされていることに留意すること。

* 提供を拒むことのできる正当な理由とは、「①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合」（解釈通知より抜粋）とされています。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)